

## 韓国の農業・農村基本法と水田農業直接支払い

張, 徳氣

九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻国際農業資源開発・経営経済学講座農政学研究室

村田, 武

九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻国際農業資源開発・経営経済学講座農政学研究室

<https://doi.org/10.15017/21098>

---

出版情報：九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 56 (1), pp.97-105, 2001-10. 九州大学大学院農学研究  
院

バージョン：

権利関係：

## 韓国の農業・農村基本法と水田農業直接支払い

張 徳 氣\*・村 田 武

九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門  
国際農業資源開発・経営経済学講座農政学研究室  
(2001年6月27日受付, 2001年7月11日受理)

### The Basic Law on Agriculture and Rural Areas and the Direct Payments for Paddy Agriculture in Korea

Deogki CHANG\* and Takeshi MURATA

Laboratory of Agricultural Policy, Division of International Agricultural Resource Economics  
and Business Administration, Department of Agricultural and Resource Economics,  
Kyushu University, Fukuoka 812-8581, Japan

#### 1. 緒 言

韓国は、ウルグアイ・ラウンド農業合意（以下ではUR 農業合意）によって、コメに対する国内補助金を、10年間にわたって総額7,500億ウォン削減することを義務づけられることになった。

世界各国の農政は、WTO 体制のもとで価格支持から直接所得補償政策への方向に転換されつつある。日本も新基本法を制定し、中山間地域等直接支払制度を導入し、コメの関税化を前倒し実施したこともあって、韓国でも市場開放に対応した政策転換を通じて、農業が国家基幹産業として成長できるような政策推進を裏付ける法的・制度的な装置の必要性が生れたのである。これに加えて、農業団体の国内補助金削減に対する所得補償を強く要求する声も上がり、政府にとってもWTO 次期ラウンドを視野に入れた対応策を立てなければならない状況であった。韓国政府にとってはさらにWTO 次期交渉においてコメの関税化猶予問題と途上国の地位維持問題が重大な争点となることを予測せざるをえず、これに対しての対応策が求められたのである。

かくして1967年制定の「農業基本法」（以下「旧基本法」という）農政ではWTO 体制下に対応すること

ができないという認識のもとに旧基本法を廃止し、1999年2月「農業・農村基本法」（以下「新基本法」という）が制定された。2000年から実施する新基本法はWTO 体制下での韓国農業・農村の基本方向を示し、次期ラウンドへの対応策の根拠法となっている。新基本法にはWTO 体制下で農家の所得および経営安定のために必要と認められる場合には支援するという規定が盛り込まれた。その規定に基づいて農家所得支援策の一環として、2001年から「水田農業直接支払い」が実施されることになった。

小論は、まず、WTO 次期ラウンドに対応する農政転換の基本方向を示した新基本法の旧基本法との比較を行う。次いで農家所得直接補償の一環として実施される水田農業直接支払いについて、2001年度補助計画を検討する。

#### 2. 農業・農村基本法

##### (1) 新しい基本法の制定

韓国では1999年2月に農業基本法（1967年制定、以下「旧基本法」という）が廃止され、新たに「農業・農村基本法」が公布され、2000年1月1日から施行された。

これはWTOの「開放・競争時代」に対応して、①

\* 九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻国際農業資源開発・経営経済学講座農政学研究室

\* Laboratory of Agricultural Policy, Division of International Agricultural Resource Economics and Business Administration, Department of Agricultural and Resource Economics, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University

農業の競争力を高めるとともに、②その公益的機能を強化し、③農業を国民食糧の安定的な供給と国土保全などに貢献する国家基幹産業として発展させ、④農業人（農業に従事する者で大統領令の定める基準に該当する者）を他の産業従事者と均衡のとれた所得を実現する経済主体として成長させていく一方、⑤農村を固有の伝統と文化を保存する豊かで快適な産業・生活空間として発展させていくために必要な、農業・農村政策の基本的な方向を確立することによって、あらゆる農業・農村関係法の基本となるようにするとともに、重複するかすでに実効性を失った農業・農村関係法を整理するために制定されたものとされている。

主要内容は以下のとおりである。

第1章（総則）は、新基本法の目的（第1条）、基本理念（第2条）、国家・地方自治体及び農業人の責務（第4条）を規定している。この法の目的は、「国家と国民経済の基盤である農業と農村の発展を図るために、農業・農村が進むべき方向と国家の政策方向に関する基本的な事項を規定すること」である。

第2章（農業・農村施策の基本方向）は、まず第1に第5条（施策の樹立・施行の基本原則）で、「国家および地方自治体は農業施策を樹立し、施行することにおいて市場経済原理をもとにした効率性を追求するものの、農業の公益的機能を考慮しなければならない」とした。農業の公益的機能を考慮するという留保条件をつけつつも、施策の基本方向として市場原理をもとにした効率性の追求が掲げられた。

次いで第6条（国民の食糧の安定的な供給）では、国民食糧の安定的な供給のために、「適正な食糧自給水準の目標」の設定・維持、「適正な食糧在庫量」の確保が努力目標とされ、農業構造改善の促進（第8条）、農村地域開発および福祉の増進（第9条）とともに、第9条では「環境親和的農業の育成」をめざし、「国家および地方自治体は農業の環境保全機能を増大させ、安全な農産物の生産および消費を促進させるために持続可能な環境親和的な農業を育成しなければならない」とした。

さらに、第10条（統一に備えた農業政策）が、統一に備えて北朝鮮の農業生産体制、農地および農産物流通制度などに対する調査・研究の推進とともに、韓国と北朝鮮の農産物取引は民族内の取引であることを認識し、両国の農業部門の相互交流および協力増進を掲げたことにも注目を要しよう。

第3章（農業構造の改善）では、「農業人力」育成（第1節）、農地の利用および保全（第2節）、農業生

産構造の高度化（第3節）が、かなり具体的に提起されている。

なかでも「農業人力」の育成は、家族農業の生産性の向上と経営安定（第11条）のために、適正な規模拡大・専門化・協同化などを推進し、後継農業人の育成（第12条）、専業農業人の育成（第13条）、女性農業人の育成（第14条）、営農組合法人の育成（第15条）、農業会社法人の育成（第16条）などがめざされる。

第4章（農産物の需給安定および流通改革）は、第30条（農産物の需給および価格の安定）で、「政府は、農産物の円滑な需給と価格の安定のために農業観測、生産調整、買入れ備蓄および生産者団体の助成金造成など、必要な施策を樹立し施行することができる」とした。第5条に掲げた市場経済原理をもとにした効率性の追求との関係がどのようなものかが問題になろう。

第5章（農産物の取引および国際協力）は、第34条で対外通商および国際協力の推進を提起し、第35条（農産物の輸出振興）では、「国家および地方自治体は、農産物の輸出振興とわれわれの食文化の伝播などのために海外市場の開拓」を推進するとしているのは興味深い。

第6章（農村地域開発および所得支援）は、農村地域開発施策の樹立（第37条）、農村地域産業の振興および開発（第38条）が強調されており、都市・農村交流の拡大やグリーン・ツーリズムの開発なども盛り込まれている。

しかし、この第6章についてとくに注目すべきは、第39条（農業人に対する所得支援）で、「政府は、農業人の所得および経営安定のために必要と認められるときは、次の各号の支援をする」として、

1. 零細農などのための支援。
2. 土壌など、環境保全のための支援。
3. 農業災害に対する支援。
4. 農業経営の規模拡大など、構造調整のための支援。
5. 条件不利地域に対する支援。
6. その他、農業生産と直接連携しない所得補助、などが列挙されたことである。

第7章（農業・農村発展計画の推進）では、農業・農村発展計画の樹立（第42条）、農政審議会の設置（第43条）、農政年次報告書（第45条）などが規定されている。

さて、1967年制定の農業基本法（旧基本法）は、日本の農業基本法（1961年制定）と同様に、農業近代化と農業生産性の向上によって、①食糧及びその他農産物の増産、②農産物の生産・価格・流通構造の改善、

表1 韓国基本法の目指すもの

	農業基本法 (旧基本法)	農業・農村基本法 (新基本法)	
多面的機能 食糧および		<ul style="list-style-type: none"> <li>●食糧の安定的な供給</li> <li>・農産物需給と価格安定</li> <li>・多様な流通施設拡充・運営改善</li> <li>・海外農業開発支援</li> <li>●公益的機能の発揮</li> <li>・環境保全のための機能</li> <li>・伝統と文化の保全継承</li> </ul>	国家と国民経済の基盤である農業と農村の発展を図り
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業経営近代化と農業生産性の向上</li> <li>・食糧及びその他農産物増産</li> <li>・農業生産基盤拡充と整備</li> <li>・農業資本装備の高度化及び技術向上</li> <li>・農産物の生産・価格・流通構造改善</li> <li>・他産業との所得均衡実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業の競争力向上</li> <li>・生産・流通など総合的農業構造改善</li> <li>・環境親和的農業の育成</li> <li>・ベンチャー農業の育成</li> </ul>	
農村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村の生活および文化水準向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村地域開発及び所得支援</li> <li>・農村地域産業の振興及び開発 (グリーン・ツーリズム及び休養資源)</li> <li>・農家所得および経営安定の向上 (多様な直接支払い制度導入)</li> </ul>	

資料：農林部「農業・農村基本法令集」2000年および農林海洋水産委員会「農業・農村基本法案」1998.12より作成。

③他産業との所得均衡の実現をめざす、また農村の生活及び文化水準の向上を図るとする、まさに「農業」基本法であった。

これに対し、新しい農業・農村基本法は、これまた日本の「食料・農業・農村基本法」(1999年7月公布)のめざすものと共通の課題を掲げている。

法の目的は「国家と国民経済の基盤である農業と農村の発展を図り」、(1)農業の競争力向上を基礎に、(2)食糧の安定的供給と農業の公益的機能の発揮を実現し、(3)農村地域開発の推進と所得支援とされる(表1)。

第1に、農業の競争力向上のために、(1)生産・流通など総合的農業構造の改善、(2)親環境農業の育成による、「親環境農業政策」が韓国農業政策のなかで主要な位置を占めることができるきっかけになったこと、(3)農産物の付加価値を向上すべくベンチャー農業企業の育成などに取り組むとされている。

第2に、国民食糧の安定的供給のためには、(1)農産物需給と価格安定を図り、(2)多様な流通施設拡充・運営改善、(3)海外依存度が高い農産物の安定的供給

のための海外農業開発支援などが盛り込まれている。

第3に、公益的機能の発揮のために、(1)国土環境保全に資する機能、(2)伝統と文化の保全継承機能などが規定されている。

第4に、農村地域開発および所得支援として、(1)グリーン・ツーリズムや休養資源開発などによる農村地域産業の振興および開発、(2)都市・農村間の所得格差がほぼ同じ水準であった1994年段階に比べて、1999年には都市の83.6%に落ちたという現実をふまえ、農家所得および経営安定策として多様な直接支払い制度の導入に対する根拠が規定されている。

(2)農業競争力向上と「親環境農業政策」・「多様な直接支払いの導入」

しかし、韓国の農業・農村基本法には日本の新基本法と比較して、以下のような特徴をもつ。

第1に、農業の競争力向上の推進をめざすが、そのなかで環境親和的農業の育成を重視し、「親環境農業政策」を農政の中で大きく位置付けようとしている。

第2に、日本の新基本法が、直接支払い制度については「中山間地域等直接支払制度」に限定したのに対

し、韓国の農業・農村基本法では、農家所得および経営支援策としての農業人に対する所得支援が6項目に渡って明示されたところにある。

ここでは、韓国農業の零細な構造をふまえるとき、WTO 農業協定受入れに対応して第5条で掲げざるをなかったところの、「施策の基本方向としての『市場原理をもとにした効率性の追求』がもたらすであろう農産物価格の変動・下落、その結果としての農家経営の危機に対して、零細農家支援を含む幅広い直接支払い制度を導入せざるをえないこと、さらに WTO 体制下ではさらなる市場開放を迫られることを予期せざるをえないこと、つまり日本の新基本法よりもより明確に、セーフティネットの必要性が意識され、またそれを要求する農民運動も強いものであったとすることができそうである。

以下では、この直接支払い制度を詳細に検討しよう。

### 3. 水田農業直接支払い

#### (1) 「水田農業直接支払い」導入の背景

2001年から「水田農業直接支払い」が実施されるこ

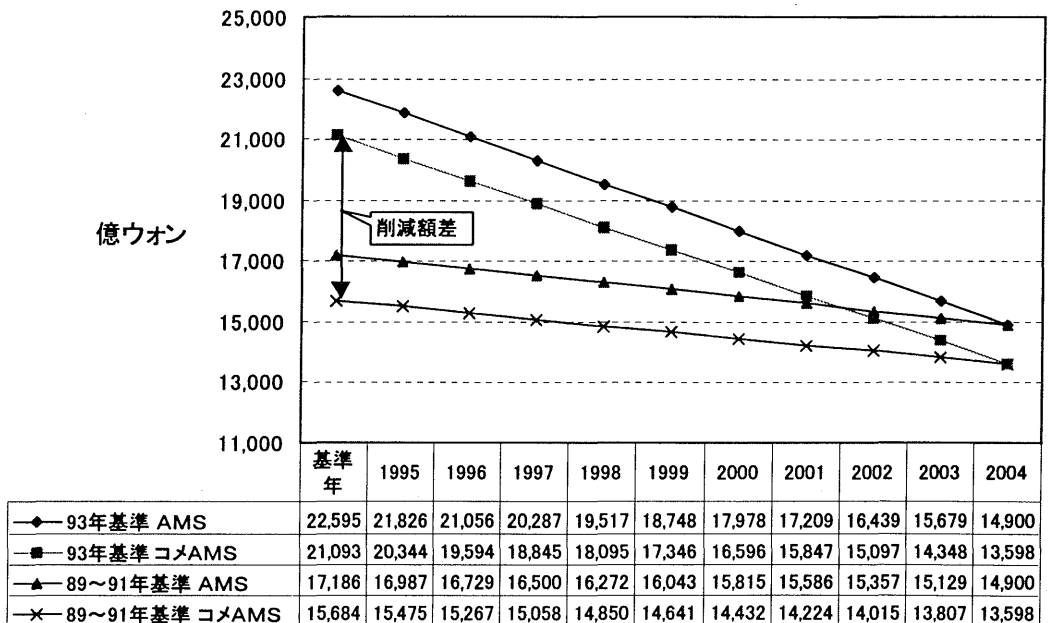
とになった。すでにみたように新基本法の第39条は「農業人に対する所得支援」として6項目が規定された。

それではなぜ、「水田農業直接支払い」が実施されることになったのか<sup>(注1)</sup>。

これは、日本の「中山間地域等直接支払制度」導入とは大きな相違点でもある。日本の場合には、農業生産条件が不利であって、平坦地よりもコストのかかる中山間地域が国土の7割、耕地面積の4割を占めており、そのような中山間地域に農業の担い手の高齢化や過疎化が押し寄せ、農地荒廃が激化するなかで、国土保全や食糧供給の安定にとつては直接的な中山間地助成を導入することが差し迫った課題になり、同時に国民的合意を得やすかったということがある。また政府財政の危機は直接支払い制度の導入を限定的なものにさせ、対象を中山間地域に限定する政治的要因になったとしてよいであろう。

他方で、韓国が新基本法のもとで水田農業直接支払いを導入したことの背景には、以下のような事情が存在した。

図1 韓国における AMS 削減移行計画



資料：食糧生産局「糧政資料」2000および韓国農村経済研究院「水田農業直接支払い制」2000より作成。

(注1) 新基本法の制定以前にも、WTO 体制への対策の一環として、韓国政府は、97年には「経営移譲直接支払い制度」、99年からは「親環境農業直接支払い制度」を実施している。

第1に、市場志向的農政への転換である。UR 農業合意による関税化特例措置の特別扱いを受けて、コメは2004年までの10年間の関税化猶予とその間のミニマム・アクセスが1%から4%となっている中で、世界各国の農政が価格支持から直接所得補償政策への転換されつつある。韓国も OECD 加入、日本のコメ関税化の前倒し（1999年4月）もあって、コメ市場の全面開放の可能性は高くなっており、そうなった場合、農家に与える衝撃はきわめて大きく、それを緩和させる対応策が求められたのである。

第2に、WTO 農業協定の受入れ・農業補助金の削減にともなう農業所得の減少に対する補償が政治的に避けかたがったことである。何よりも水田農業は韓国農業の要であって、農家のほぼ8割が従事し、農業所得の5割以上はコメによって得られている。しかし、UR 農業合意による国内支持の削減の対象になったのは、その9割以上がコメ買入れ制度財政であった。コメについては、89～91年を基準（1兆5,684億ウォン）に国内補助金を削減した場合には、93年の補助額2兆1,093億ウォンを34.5%も削減しなければならない状況であった。これは91年度以降に補助額が大幅に増えたために、89～91年を基準年とした場合には、削減実施初年度（1995年）にコメに対する補助金が1兆5,475億ウォンとなり、93年を基準にする補助額に対しては26.6%という大幅な削減をしなければならない状況であった。そこで、農家に与える衝撃を和らげるために、93年を基準に実施計画を作成した。コメは93年の（2兆1,093億ウォン）から10年間にわたって毎年750億ウォンを減らし、最終年には1兆3,598億ウォンとする（削減率35.5%）（図1）。こうした状況から、生産者団体中心に補助金削減額や所得削減額に対する補償要求が強まり、その対案を設けなければならない状況であった。

第3に、食糧の安定的確保のための支援策である。

国民食糧の安定的な供給の側面からみると、主食であるコメは、韓国農業の核心といえよう。1996年「コメ産業発展総合対策」でも、2004年における水稲栽培面積を92万 ha に設定し、ミニマム・アクセス輸入米を除いて国内需要の98%を自給するという目標を設定している。しかし、コメ市場開放や価格支持の削減により、水田農業生産基盤が弱体化する恐れがあり、その対応策が必要となったのである。

第4に、水田農業の公益的機能の発揮に対する補償の必要性も直接支払い導入の理由づけになった。

(2) 補償の対象

1) 支払い対象となる水田と農業経営

第1に、主要な争点は、水田といってもその対象を地域的に限定せず、「非振興地域」を含む全国の水田とするか、それとも「農業振興地域」のみを対象とするかであった。「農業振興地域」というのは、農業基盤整備が行われ、農業用に利用されている農地が集団化されている農地であり、競争力ある営農を行うことができ、規模拡大が可能な農地である。結局のところ、農家間の公平性の確保、食糧安保のための水田の維持、政治的な実現可能性などが評価されて、水田すべてが支給対象になった。

その上で、支給対象水田は、水田としての形状維持が可能であって、公益機能の維持にも適合した水田であるとされる。具体的には1998年から2000年までの3年間に水田農業に利用された農地であることが条件である。その後に関墾・干拓などで水田化された農地は対象とされない。

第2に、支給対象者は、独立して農業経営を行う農業法人あるいは農業人であり、実質的に農業経営を行っている者である。

第3に、水田の形状と公益機能維持および親環境営農実践などを義務づけ、その条件に適合するかどうかを点検したうえで補助金を支給する。

表2 補助金支給に伴う義務

必須義務	選択的義務
① 水田の形状と公益機能維持の義務 ・水田の形状維持 ・水田の公益的機能維持 ② 親環境営農実践義務 ・肥料・農業の適正使用 ・親環境農業関連教育の履修	① 親環境の活動実践奨励事項 ・親環境の営農実践 ・農村環境づくりなど親環境の活動実践 ・村協約作成および誠実な施行、施行表作成・管理

資料：農林部「水田農業直接支払い制施行指針」2000.12および韓国農村経済研究院「水田農業直接支払い制」2000.7より作成。

第4に、村（集落）別あるいは営農会（村毎に組織された作目別農家組織）別に村代表を選定し、「村協約」を作成するようにし、水田の公益機能維持および親環境的な活動を誘導する。

### 2) 水田の管理義務

水田の管理義務をめぐって、補助金支給に条件がつけられており、それには必須義務と選択的義務の2つがある（表2）。

まず、必須義務には、第1に、水田の形状と公益機能維持の義務があって、それには①一定の水深を維持できるように均平にし、水資源の涵養など公益機能維持のための湛水に必要な畦畔を設置・管理すること、②4月から10月の間に2ヶ月以上湛水すること、ただし、干ばつなど不可避的な事由による一時的な非湛水は湛水期間とみなす。また、水田周辺に用・排水路を設置・管理し、気象をみながら適切な湛水量の調節を行うことである。第2の必須義務は、親環境営農実践であって、①肥料・農薬の適正な使用、すなわち肥料は土壤検定および施肥指針による検定施肥量に従い、検定施肥量が不明である場合には農業技術センター所長が勧める使用量に従わなければならない。農薬は保健福祉部長官が告示した農産物の農薬残留許容基準を超過しないこと、撒布時には「農薬安全使用基準」を守らなければならない。②親環境農業関連教育の履修は、直接支払い対象農業者を教育の対象とし、冬季・新年営農設計教育、市長・郡首が認める環境にやさしい農業関連営農教育、水田農業直接支払いの農業者特別教育などである。

選択的義務としては、①親環境営農実践があり、土壤改良材や農業資材の使用状況などを含む営農状況の記録、②農村環境づくりなど環境にやさしい活動の実

践、農薬瓶などの収集および処理、村周辺および農路などでの景観作物の栽培、週末農場・市民農園開設および運営など、③村協約の作成およびその誠実な実施、実施状況表の作成・管理など、村代表および構成員は実施表に明示されている選択的義務のうち少なくとも3つ以上を実践し、その内容を記録し、毎年9月30日までに村（集落）の上位機関である面の長に申し出なければならない等である。

### 3) 検査

支給対象に選定された農地に対しては支給条件に不適合な事情がない限り補助金が支給される。支給条件に適合しない場合の措置は表3のとおりである。

水田農業直接支払いは、(1)水田の形状と公益機能維持の義務に適合するかどうかの確認、(2)親環境営農実践として土壤検定と残留農薬検査を行う。まず、水田の形状と公益機能維持についての検査は、農業基盤公社の市・郡支部が5～6月あるいは7～10月に実施し、不適合の場合には1次警告および減額支給、2次は補助金支給中断の措置をとっている。次に、新環境営農実践の土壤検定は市・郡技術センターが行っているが、不適合結果がでた場合には1次重点管理、2次警告、3次補助金中断を行う。また、残留農薬検査は国立農産物品質管理院市・郡出張所が主管しているが、不適合判定結果がでた場合には1次警告、2次補助金支給中断の措置を行う。

このような水田の形状と公益機能維持や新環境営農実践の義務付けによる適否の点検結果の措置にはトラブルも起さる恐れも残されている。制度実施における農家の実践意識だけでなく、特に、ほとんど全農家対象となっている状況下で、政府の広報や信頼を得られる技術的・行政的な準備などがもっと必要であろう。

表3 支給条件に不適合の場合の措置

支給条件	点検結果	措 置
水田の形状と公益機能	不適合	1次：警告及び減額支給 2次：補助金支給中断
親環境営農	土壤検定	1次：重点管理 2次：警告 3次：補助金支給中断
	残留農薬検査	1次：警告 2次：補助金支給中断

資料：農林部「水田農業直接支払い制施行指針」2000.12および韓国農村経済研究院「水田農業直接支払い制」2000より作成。

表4 対象農地および補助金 (％)

	対象面積 (万 ha)	1 ha 当たり 支払い金額 (ウォン)	財源調達 (億ウォン)		
				国庫	融資
合計	89.0 (100.0)	—	2,105 (100.0)	2,105	—
振興地域	58.0 (65.2)	250,000	1,447 (68.8)	1,447	—
非振興地域	31.0 (34.8)	200,000	626 (29.7)	626	—
事業管理費	—	—	32 (1.5)	32	—

資料：農林部「水田農業直接支払い制事業施行指針」2000.12

表5 水田農業直接支払いの効果 (2000年産) (単位：％)

基準	総補助額 (億ウォン)	平均補助額 (ウォン/ha)	粗収益 (千ウォン/ha)	純収益 (千ウォン/ha)	所得 (千ウォン/ha)	生産費 (千ウォン/ha)	経営費 (千ウォン/ha)
施行額	—	—	10,401	5,023	7,601	5,378	2,880
農協要求額	2,105	232,921	(2.2)	(4.6)	(3.1)	(4.3)	(8.3)
	5,000	558,202	(5.4)	(11.1)	(7.3)	(10.4)	(19.9)

注：1) 1 ha 当り平均補助額は事業管理費が含まれていない。  
 2) 粗収益，純収益，所得，生産費，経営費に対する平均補助額の割合を( )で示した。

資料：統計庁「農産物生産費統計」2000，農林部「水田農業直接支払い制度施行指針」2000 および韓国農民新聞

(3) 2001年度補助計画

1) 支払い額

水田直接支払いの実施状況を見よう。表4は、対象水田と支払い額を示した。

対象面積は89.0万 ha，うち農業振興地域が58.0万 ha (65.2%)，非農業振興地域が31.0万 ha (34.8%)とされた。1999年現在の全国の水田面積は115.3万 ha であって，このうち農業振興地域は75.4万 ha (65.4%)，非振興地域は39.9万 ha (34.6%)であった。したがって，水田農業直接支払いの対象とされたのは水田総面積の77.2%，振興地域については76.9%，非振興地域については77.7%であった。全体として8割弱の水田が支給対象とされたわけである。

支給額(1 ha 当り)は，振興地域では25万ウォン，非振興地域では20万ウォンである。支給単価の算出根拠は，水田農業は畑作農業に比較して，1 ha 当たり所得が100万ウォン劣るが水田農業の労働投入時間が畑作農業に比べて，4分の1にすぎないことから算出されたものとされている(100万ウォン×1/4=25万ウォン)。振興地域は必ず維持しなければならない地域として，25万ウォンの支給となった。他方で，非振興地

域は市場開放によるコメ輸入が拡大されると維持できなくなる可能性も予期して，支給額を減額して20万ウォンの支給となった<sup>(注2)</sup>。

この支給額については，農業団体の要求額が50万ウォンであったのに対し，農林部は30万ウォンで予算当局(予算当局案では18万ウォンであった)と折衝した結果であるとされる。国会の農林部門予算案審議で振興地域30万ウォン，非振興地域25万ウォンというそれぞれ5万ウォンずつ引き上げた修正案が提出されたが，結局，案どおりとなった。農業団体の要求額の半分にすぎなかったから，不満の残る支給額であった。

さらに，支給対象から0.1ha 未満の零細農家は除外され，支給上限が2 ha，50万ウォンとされた。支給額が5万ウォン未満である農家には，最小支給額5万ウォンが支給される。

財源は農林部が要請した補助総額2,500億ウォンから15.8%削減され，2,105億ウォンとなり，そのうち農業振興地域に1,447億ウォン(68.8%)，非振興地域に626億ウォン(29.7%)，補助管理費に32億ウォン(1.5%)が配分された。

(注2) 韓国農村経済研究院の朴東奎研究委員からの聞き取りによる。



## 2) コメ所得と支払い額

水田農業直接支払いの実施は、韓国の農政を価格支持から直接所得支払いに転換させる動きを示すものとなった。しかし、2001年度農林予算 8兆8,100億ウォンのうち水田直接支払いの予算額は2,105億ウォン、2.4%にすぎない。表5は直接支払いの効果をみたものである。

2000年における全国平均のコメ粗収益(1ha当たり)は1,040.1万ウォンであった。また、所得(自家労賃部分を含む)は760.1万ウォンであった。直接支払い額は平均23.3万ウォン(1ha当たり)であったので、粗収益に対してはわずか2.2%、純収益502.3万ウォンの4.6%、所得760.1万ウォンの3.1%にすぎない。そして生産費537.8万ウォンに対して4.3%、経営費288.0万ウォンに対しては8.3%の補償効果がある。

しかし、99年農家の1戸当たり平均所得(2,232万ウォン)は都市勤労者(2,670万ウォン)の83.6%に止まっているが、直接支払い導入によるコメ生産農家の1戸当たり所得補償は1.0%に過ぎない。

農協が要求した補助額(1ha当たり平均補助額は55.8万ウォン)にしても、粗収益の5.4%、純収益の11.1%、所得の7.3%、生産費の10.4%、経営費の19.9%の補助効果が生れるものの、1戸当たりの所得補助は2.5%にすぎない。

現段階では直接支払い制度の導入による農家所得補償政策としての意味はまだ小さいものとしなければならぬ。

## 4. お わ り に

韓国政府はWTO体制に対応する「農業・農村基本

法」のもとで、水田農業直接支払いを導入した。しかし、その支払い額は農業団体の期待を大きく裏切るものであった。しかし、この直接支払い制度の導入を根拠に、政府のコメ買入れ価格を抑制する動きが強まると思われる。2000年産米の政府買入れ価格は前年対比で5.5%値上げされたが、2001年産については前年比で4%引上げにとどまり、最近何年間の政府買入れ価格の引上げ率に比べて小幅の値上げ案が出されたことは、直接支払いと政府買入れ価格を連動させる考えが政府にあることがわかる。

2002年は直接支払い額を2倍とする見通しであり、政府買入れ価格の値上げよりも直接支払いの増額による所得補償を推進する方向が明らかとなった。今後はさらに直接支払いの増加を期待するしかないだろう。しかし、財政問題の深刻化のもとでその趣旨にふさわしいレベルで実施されるかどうか予断を許さない。WTO体制への対応策として導入した水田農業直接支払いが農家の直接所得補償策としてその目的を果たすように、政府には予算の上乗せ並びに支給単価の引上げなどの拡大実施に向け、より積極的な取り組みが期待されている。

## 文 献

- 韓国農村経済研究院 2000 水田農業直接支払い制。  
 韓国農村経済研究院  
 農林部 2000 水田農業直接支払い事業施行指針(案)  
 村田 武 1996 世界貿易と農業政策。ミネルヴァ書房  
 村田 武・三島徳三 2000 農政転換と価格・所得政策。筑波書房

## Summary

The Direct Payments for paddy agriculture which aim to raise agricultural households income, preserve environment and stabilize agricultural production have been adopted on the basis of the Basic Law on Agriculture and Rural Areas in Korea. But the payments are far lower than the expectations of the agricultural groups. Furthermore, it will be predicted that the government tries to restraint the buying price of rice according to this system. Though the government raised the rice price by 5.5% in 2000 than the previous year and plans to raise it by only 4% in 2001. If so, the Direct Payments will become meaningless. The reason why the government plans to raise the price of rice to a limited degree contrary to that in the previous year lies in that the government wants to link the Direct Payments with the government-buying price. In the future, the direct payments need to be raised. However, there is a possibility that the Direct Payments for paddy agriculture will not be completely carried out for financial reasons. It is necessary for the government to add budget and raise the buying unit price to realize the purposes of the Direct Payments.